#### 監査結果公表第22-1号

#### 包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法 第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年8月26日

八尾市監査委員冨永峰男同八百康子同谷沢千賀子同大松桂右

記

#### 1 措置の通知

平成14年度から21年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知 平成22年8月24日付け 行第28号

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員冨永峰男様

同 八百康子様

同 谷沢 千賀子 様

同 大松桂右様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月1日までに講じた 措置等について別紙のとおり通知します。

記

〇平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、 委託料及び財政援助に関する財務事務について

〇平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

〇平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

〇平成17年度包括外部監査について

「公の施設」の管理運営について

〇平成18年度包括外部監査について

八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

〇平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

〇平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

〇平成21年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

# 1. 平成22年7月1日現在で改善措置等を講じた事項

## 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 1. 職員数

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	総務人事課	(2)職員配置	(教育委員会事務局)	これまで、指導主事の職務内容について精査	これまで、指導主事の職務内容について精査
			教育職の人件費は八尾市で採用される幼稚園教諭	し、効率的配置に向けた取り組みが求められてお	し、効率的配置に向けた取り組みが求められてお
			(講師含む)及び大阪府教育委員会から配置転換され	り、段階的に指導主事の人数を減じてきたところ	り、段階的に指導主事の人数を減じてきたところ
			る教育職が対象となっている。大阪府教育委員会から	です。	です。
			配置転換される教育職の大半が「指導主事」と呼ばれ	平成 21 年度において指導主事の人数は前年	平成 22 年度において指導主事の人数は学校
			る資格を持つものである。	度比 3 名減となっています。その内訳は、指導主	教育部関係部署で前年度比2名減とし、一層の効
			指導主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に	事の法的な職務内容を勘案し、特に学校園に対	率効果的な業務を遂行しているところです。
			置かれる専門的職員であり八尾市の教育現場を充実	する専門的事項を強化するために、学校教育関	しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に
			させる観点から効果的になされる必要がある。	係部署で2名増とし、生涯学習関係部署で5名減	関する法律で定められた指導主事の職務である
			現状、八尾市と同等の団体と比較すると若干人員は多	としました。	「教育課程、学習指導その他学校教育に関する専
			い傾向にあるとのことであるが、八尾市の実情を踏ま	今後も引き続き、指導主事の効果的・効率的配	門的事項の指導に関する事務」を遂行し、行政サ
			えて適正な人員水準を意識しながら、指導主事の役割	置を鑑み、行政サービスを低下することなく、適正	ービスを低下させないためには、現状の指導主事
			を一層明確にし、毎年の職員配置は慎重に検討すべ	な人員水準を確保してまいります。	の人数は必要であり、継続的に実施してきた人員
			きである。		削減は、一定の成果を挙げたと考えております。
					(措置済み)

## 6. 環境部

			<del>-</del>		T
番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
2	環境事業課	(2)ごみ収集にか	①アルバイト職員の増加	①アルバイト職員の増加	①アルバイト職員の増加
		かる職員数	八尾市では技能労務職員の新規採用を平成18年度	ごみ収集作業に当たるアルバイト職員の募集	アルバイト職員の確保は非常に困難な状況と
			から平成22年度まで凍結し、退職者の減員分について	を常時行っており、またハローワークなどを活用	なっておりますが、技能労務職の新規採用を平
			は、アルバイトや定年退職者の再任用等により賄う方	して広く募集を行っていますが、アルバイト職員	成22年度まで凍結するという方針の中、非正規
			針である。八尾市はごみ収集作業のアルバイトを時給	の確保は非常に困難な状況となっております。技	職員である嘱託員を現在22名採用しており、アル
			1,118円で常時募集している一方、八尾市清掃職員の	能労務職の新規採用を平成22年度まで凍結する	バイト職員15名と合わせて、実質上、全体の約3
			平均給与月額395,083円(時間外勤務手当及び休日勤	という方針の中、平成20年2月に雇用期間を3年	分の1が非正規職員となっております。
			務手当を除く)の時間当たりの金額は2,245円となり(1	間と限定したごみ収集嘱託員の採用試験を実施	(措置済み)
			ヶ月の平均出勤日数22日、1日8時間勤務で換算)、ア	し、13名を採用した後、平成21年4月に5名、7月	上記の状況で、平日に加え祝日に正規職員を
			ルバイト時給と比較すると2倍となっている。	に4名の採用をしました。内2名の退職者があり、	
			なお、職員には期末・勤勉手当が支給されており、こ	2名の嘱託員を補充しました。当該嘱託員の時給	という状況も発生することから、不安全行動の増
			れらについては超過勤務手当の算定には関係しない	はアルバイト職員と同額となっております(他に6	長や安全管理面からも支障をきたす恐れがある
			が、職員一人当たりの平均支給年額1,736,500円を時	月と12月に割増支給あり)。	ため、このような体制での収集作業は実施できな
			間当たりに換算すると822円となる。	このように現在、正職員、嘱託員、アルバイト	いと考えております。
			このため、職員を減らし、アルバイトを増やすことに	職員という三つの職種の職員構成によりごみ収	(監査の意見に対し検討を行った結果、市とし
			よって、大幅にごみ収集にかかる人件費を削減するこ	集業務を行っており、全車両ではないが、3人乗	ての判断により、対応方針を確定)
			とができる。	車のうち作業員1人については非正規職員として	
			八尾市のごみ収集は1台の収集車に技能員(運転	おります。作業員2人を非正規職員とする体制は	
			手)を含め、3人体制でごみ収集を行っている。八尾市		
			は戸別収集であり、一軒一軒ごみを収集していくため、		
			収集経路等を把握するにはそれなりの経験が必要と	先した体制で業務を行っております。	
			考えられる。よって、1台に3人の正職員が乗車する現		
			状を改め、少なくともその内1人はアルバイトに替え、人	き当該体制により業務を行っております。	
			件費削減に取り組むべきである。	現在、3人乗車のうち、2人の正職員と1人の非	
			なお、平成18年度のアルバイトの人数は10数名であ	正規職員の体制に徐々に移行しております。	
			り、出勤簿を閲覧した結果、祝日を除く平日は、ほぼ休		
			まず出勤していた。一方、正職員は休暇を全て消化す		
			る傾向にある。また、平日の祝日については、超過勤		
			務手当が発生する正職員が出勤している。祝日につい		
			ては、正職員を休ませ、人件費を抑制する方策が必要		
			と考えられる。		
3			②ステーション制	排出場所の問題や近隣関係から戸別収集を	
			八尾市のごみ収集は戸別収集であり、ステーション		
			化を進めることにより、ごみ収集に要する時間を短縮		
			することができる。また、技能員も収集作業を行うこと		関係、排出場所の問題などから、現在ステーショ
			により、現状の収集車1台3人体制を2人体制にすること		ン制の場所についても、戸別収集への変更を希
			も可能と考えられる。地域コミュニティの活性化の観点		望されるのが現状です。現行、戸別収集を実施し
			から、八尾市においても取り組む必要があると考える。	いしております。	ている本市の状況においては、完全ステーション
					制の実施は困難であると考えております。

(監査の意見に対し検討を行った結果、市とし

				ての判断により、対応方針を確定)
4	環境事業課	運搬許可制度が始まり事業所が許可業者に直接収集 を委託している。一方、家庭用ごみの収集について	公共サービスを直営にて提供するという方針のもと、より効率的・効果的な業務運営の観点から、 民間委託を実施している他の自治体の状況につ	バイトにするなど効率的・効果的な業務運営、市

## 【平成 20 年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について 介護保険事業

## 4. 滞納管理

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	介護保険課	介護保険給付費 用の増加と人員 配置について	滞納者は約3千人あり、介護保険課では23日に一度は滞納者からの介護サービスについての相談があるのに対し、担当職員はわずか4人のため十分な対応が行なえていないのが現状のようである。今後高齢化社会が急速に進展し介護給付費用の増大が見込まれるなか、介護サービスを十分に受けることができない被保険者が増大する懸念があり人員配置を見直すべきではないかと考える。	す。	ため、保険料相談員として非常勤嘱託・人材派

## 【平成 21 年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

#### 3. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針
1	環境施設課	八尾市廃棄物処 理センター廃プラ スチックライン異 物シュート増設工 事(表中 4)につい て	本件工事は特殊プラントの増設工事であり、本体プラント(廃棄物処理センター) の建設工事を指名競争入札で受注した業者と契約した方が有利であるとして随意 契約により同業者に発注した。契約金額は競争入札の際の落札率 85.9%以下の 水準で契約すべきところ、94.4%の水準で契約額を算定してしまった。追加工事等 の場合における随意契約の契約額の算定については、慎重に行うべきである。	契約金額の誤りによる差額につきましては、契約相手と確認書を取り 交わし、その差額の返還を受けました。契約金額の算定誤りについて は工事設計書の積算過程において生じたものであり、公金を扱う責任 を自覚し、今後このような算定誤りのないようチェック体制の強化を図る など、より一層注意をしてまいります。 (措置済み)

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 1. 契約事務全般

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	契約検査課	アセットマネジメントと長期継続契約について	例えば情報機器をリースする際、導入初年度は一般競争入札で業者選定するが、以降の年度では、初年度に落札した業者との間で、そのまま年間保守につき毎年随意契約を締結することが行われている。本来、業者の選定は初年度の支出のみで判断するのではなく、その使用予測期間における使用料総額(リースアップ以降の支出を含む。)から保守・修繕費等付随費用を含めたライフサイクルコストを勘案して業者を選定し、コスト縮減が図られるべきである。現状では、アセットマネジメントができているとはいえない。入札制度改革と歳出の定率削減の結果、委託料・工事請負費は年々減少しここ数年は最低制限価格での落札が目立つようになっている。このような状況下でこそ長期継続契約の締結が検討されるべきである。現行の制度下でも、以下の業務については、条例により長期継続契約の締結を可能としており長期継続契約により、契約事務手続の合理化を図っている。・清掃・警備業務・施設の維持管理に係る保守点検業務・業務用機器に関する賃貸借情報機器の保守については、八尾市長期継続契約に関する取扱要領の改定により長期継続契約が可能とすることも考えられる。	情報機器の保守については、ライフサイクルコストを勘案して業者選定を行えるように、八尾市長期継続契約に関する取扱要領を平成22年2月1日に改正を行いました。 (措置済み)

2	契約検査課	積算根拠のガイド ラインについて	所管・部署別監査の結果の節においても指摘しているが、一般競争入札や指名競争入札のため、各所管部署が作成するコスト積算額の根拠資料は、単価と数量(時間・工数)との関係が不明確なものが多くみられる。ここ数年、対前年比一定率削減の予算シーリングが行われた。このため、予算額がコスト積算額を大きく下回り、入札時に採用する予定価格が予算額となり、コスト積算を緻密に行う意義が薄れていることも一因と思われる。しかしながら、コストを正確に把握することは、適正額で発注する際の基礎的な業務である。また、コスト積算が大きく下回るにも関わらず、落札されているということは逆にいえば、積算方法自体が適切でない可能性もある。各所管課がそれぞれの様式でコスト積算するのではなく、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「建築保全業務共通仕様書」「建築保全業務積算基準」など客観的かつ検証可能な基準を参考としてガイドラインを作成し、基準を示すべきである。	現在、工事及び工事関連業務については、専門職である技術職員を配置しており、公の積算基準も整備されているため、その基準に基づいて設計積算をしております。 ご意見のとおり、「建築保全業務積算基準」等については、ある程度の積算根拠は求められます。一方、その中においても見積りによるとされているものがあり、積算できないものも存在し、また、上記以外の委託役務業務は多種多様であり、公の積算基準が整備されていないものが大部分となっているなど多くの課題があります。 客観的かつ検証可能な基準の作成は研究してまいりますが、各担当課において、その委託役務業務の内容を把握したうえで、単価と数量(時間・工数)で積算できるのか、作業量の基準がないためそういった積算ができないのかどうかを分析していく必要があります。できない場合は見積り可能な業者から積算根拠が明確となるような見積書等資料の提出を求め、複数業者で比較することにより積算根拠の明確化に努めるよう指導してまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
3		指名競争入札の 入札参加資格者 名簿の整備につ いて	契約額が一定金額以下の場合、各所管課が指名競争入札を行うが、この指名競争入札のための入札参加資格者の名簿が整備されていないところも見受けられ、指名競争入札の都度、入札参加資格者を選定することが必要になっている。 入札事務を円滑に行うため入札参加資格者名簿を整備すべきである。	平成 19 年度に工事及び工事に関する業務の一元化を行ない、平成 21 年度に物品及び全ての委託・役務業務を含めた一元化を行い、全庁的に申請窓口を一本化し、平成 22 年度より一元化された入札参加資格者名簿を整備いたしました。 (措置済み)

# 3. 情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課 市政情報課	情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成について	庁内の人事ローテーションは、毎年の人事異動の基本方針で示されているが、現在、課長級以上や新規採用を除き5年で異動というルールで運用されている。しかし、一般的な人事ローテーションでは、情報システム担当課のようなゼネラリストよりスペシャリストしての知識・経験が必要とされる部署については、人材育成が難しいのではないか。  すなわち、情報システムの最適化やITシステム最適化を推進する上での重要課題で述べた施策を実現する前提となるのが、市政情報課におけるシステム開発・設計に係るノウハウ蓄積と人材の育成にあるといえる。今後基幹システムについて、汎用機をオープン化し、汎用性を高め低コスト化を図ることも目指しているとのことである。  大阪府では情報システム関連部署の異動を10年としスペシャリストの育成を図る事例もある。八尾市のIT関連の人材育成においても、このような方針の検討を行い、専門分野的要素が強くなる場合は7年程度を標準とするなど、人事ローテーションへの一定の配慮が必要ではないかと考えられる。	庁内の人事ローテーションについては、毎年度の人事異動の基本方針で示しております。基本的には職員の能力、適正に応じた人員配置を行い、職員がやりがいを実感できる少数精鋭による活力ある組織づくりを図ることにしています。 適正把握、人材育成、キャリア形成等のためにも原則として在職5年というジョブローテーションで定期人事異動を行っていますが、専門性の高い分野については、業務や職場の状況、本人の適正に応じて柔軟に対応するなどの配慮を行っています。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

## 6. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	自治推進課	平成 20 年度(前 期分・後期分)市 役所庁舎総合案 内業務委託契約 (表中 13)につい て	同じ業務内容を半年ごとに契約期間を分けて契約している。機構改革や契約方法 の検討を適時に実施することを理由に挙げているが、合理的な理由とは言えない。 年度契約にすべきである。	意見の内容に基づき、平成 22 年度より 1 年間の契約期間に変更いた しました。 (措置済み)
6	保健推進課	乳児一般健康診 査業務委託契約、 発婦一般健康診 査業務委託契約 (表中 8,9,10)につ いて	随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とのみ記載されている。 聞き取りの結果、随意契約とした理由は、当該事務につき対応できる専門知識を有する団体として医師会がある。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されており、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものであるとの回答を得た。 随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。	平成 22 年度の契約においては、随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第 167 条のみでなく、「当該事務につき対応できる専門知識を有する団体として医師会がある。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されており、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものである」という理由を、説明責任を果たすという観点から加え記載しました。 (措置済み)
7	こども家庭課	簡易保育施設斡 旋業務委託契約 (表中 2)について	当該事業は昭和53年度より表中の3施設に対し、委託している。 委託に当たっては、認定審査会における認定が必要であるが、昭和63年度以降 は変更事項がないとのことで、開催されていない。地理的要件及び事業の性質から 競争に不適格であるとして、当該3施設と随意契約するものとしている。しかし、必ず しも当該3施設以外実施可能な業者が存在しないとは言えない。 もっとも実際には市は府と共同で毎年市内の施設を訪問しており、キャパシティ面・ 質の面も含めて当該3業者が適格な業者であることを確認している。随意契約理由 の記載に当たっては、地理的条件のみを記載するのではなく、サービスの質の観点 及びキャパシティの観点も含めて検討していることを記述することが望ましい。	平成22年度委託契約の締結に際しては、大阪府が毎年実施している「認可外保育施設立入調査」において、3施設とも保育室・調理室等の施設設備が乳幼児を保育する上で十分に確保されていることや保育従事者が適切に配置されていることが証明されており、保育サービスの質の観点及びキャパシティの観点も含めて検討した上で委託先を決定し、その旨を明記しました。 (措置済み)
8		八尾市子育て短 期支援事業委託 契約(表中 6)につ いて	随意契約理由について、「適切な処遇が確保されており、他の施設では実施が困難である」とあるが、適切な処遇が確保されていることを随意契約理由にするならば、新規施設の参入の余地はないことになる。随意契約理由の明確化を図る観点から、当該事業は国庫補助事業であり、「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1(4)②)」という補助に当たっての施設要件に照らして適切な施設が他にないため等を明記するべきであると考える。	平成 22 年度委託契約の締結に際しては、当該事業が国庫補助事業であり、「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1(4)②)」という補助に当たっての施設要件に照らして適切な施設という観点で検討の上で委託先を決定し、その旨を明記しました。 (措置済み)
9		八尾市私立保育 所地域子育て支 援センター事業委 託契約(表中 7)に ついて	事業開始当初から継続的に当園と委託契約を締結していることが随契理由となっているが、理由にならない。 当園が最も適格性のある事業者かどうか明確でない。適格性チェックを毎年度実施し、随契理由を明確化する必要がある。	当事業については、平成 21 年度をもって事業終了しました。平成 22 年度からは、2 施設のうち 1 施設については、同じ地域子育て支援 拠点事業(つどい型)へ移行しました(残り 1 施設は事業終了)。 なお、事業移行した施設に係る平成 22 年度契約は、地域子育て支援拠点事業(小規模型)の実績とつどいの広場事業の内容等から他 の場所で実施するのが困難であるため、つどいの広場設置運営事業 者選考委員の会議に報告・承認を得た上で、随意契約とし、理由の明

			<b>-8-</b>	
				確化を図りました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対 応方針を確定)
10		八尾市つどいの 広場事業委託契 約(表中10~12) について	収支決算報告書について、新規の委託先については領収書等の証憑類の提出を 求めているが、人件費部分及び従来からの委託先に関しては証憑類の添付を求め ていないため、収支決算報告書の妥当性を検証できない。人件費及び物件費にお いてもすべての委託先から領収証の添付を求めるなどして、委託料の妥当性を検証 すべきである。	平成 21 年度事業実績報告において、すべての事業者に対し領収書・支出明細の提出を求めました。 それらの内容を細かく確認し、事業に直接的に結びつきにくいと判断される支出や、公金の使途として説明がつかない支出については委託料の返還を求めるとともに、平成 22 年度事業実施に向けて指導を行いました。 (措置済み)
11		病児・病後児保育 事業委託契約(表 中 13)について	特にマリア保育園は立地条件が悪く、利用者が少ない。(年間延べ利用日数は、平成19年度53日、平成20年度88日)と月平均4名~6名程度と極めて利用度が低い。 平成21年から国から市へ補助金が定額から利用者数に応じた交付に変更されている。総価契約ではなく、単価契約が馴染むのではないかと考える。 国の病児・病後児保育実施要綱に基づき、配置人員が定められ、その配置等に従い補助金交付要綱に基づく補助基本額が決められるため委託額は市にとって明らかである。だとすれば、効率性・経済性・有効性の観点から事業の存廃を検討すべきである。	病児・病後児の受け入れ体制を常に確保しておくには、要項に定められた人員配置が必要と存じます。 平成 22 年度委託額については、国の要綱に基づく補助基準額(年間延べ利用児童数に応じたもの)を委託額としているため、単価契約には馴染まないと判断しました。なお、一般財源による上乗せは廃止しました。 本事業は次世代育成支援行動計画の中でも整備目標が定められているものです。必要が生じた際にスムーズに受け入れる体制を整えておくこと自体が、子育て中の親の安心にもつながることであり、利用者数のみをとらえて事業の存廃を判断するのは事業の性質になじまないと存じます。ただし、市民にとって本当に利用しやすい事業実施形態となっているかについては今後も引き続き検証することとしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
12		やおファミリー・サ ポート・センター事 業運営業務委託 契約(表中 14)に ついて	当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート業務自体は社会福祉協議会以外の NPO 団体等でも行う余地がある。平成 21 年 3 月末時点で 1,091 名の会員が存在し、7,590 件のコーディネート件数に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会をおいて他にない旨記載するなど、随意契約理由の明確化をはかるべきである。	平成 22 年1月末時点での会員数が 1,163 名、コーディネート数が 5,125 件であり、この規模に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った団体は八尾市内に他になく、その旨を明記しました。 (措置済み)
13	環境施設課	委託契約全般について	予算の積算について、業者の見積書や過去の実績を参考に予算を積算している契約が多かった。また、表中25の契約に関しては、予算の積算根拠自体が不明となっていた。 当課における委託業務は前述のとおり、特殊性が高いことに起因して随意契約によって契約を締結していることが多い。このような状況のなかで、市側として業務に関してどれくらいの費用が必要となるかを示す予算の積算が実施されないと、契約金額が多額となってしまう可能性がある。また、予算を厳密に積算することで、業者の見積書の妥当性の検証に資することも可能であると考える。よって、予算に関して根拠資料を基礎として、積算の方法により算出する必要があると考える。	斎場、埋立処分場、衛生処理場などの非常に特殊なプラント設備が主体の施設に対する維持管理業務委託料の積算にあたり、より合理的な積算基準を設けて見積額を算定するため、社団法人全国都市清掃会議が作成した標準的な積算要領である「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」及び「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」等の積算資料を活用して積算することで、契約金額の妥当性について検証できるようにしました。 (措置済み)

		<b>– 9 –</b>	
14	JR久宝寺駅前公 衆トイレ機械化警 備及びシャッター 開閉業務委託契 約(表中 20)につ いて	表中 20 の契約は平成 18 年度から継続して同業者と随意契約を締結している。平成 18 年度においては、選定した業者の辞退により急遽業者選定を実施する必要があったため、随意契約にする合理的理由があったと考えられるが、当該事業については特段に専門性のある業務ではないため、平成 20 年度において随意契約を締結する合理的理由はないと考えられる。	平成 22 年度に指名競争入札を実施して業者を選定しました。 ( <b>措置済み</b> )
15	八尾市廃棄物処 理センター・リサイ クルプラザ運転管 理業務委託契約、 旧八尾市廃棄物 処理センター・廃 棄物破砕工場運 転管理業務委託 契約(表中9、10) について	表中9、10の契約について、業務仕様書では業務予定表の提出が記載されているが、当該業務予定表の入手及び検証が形骸化している。業務予定表は本来、業務計画を市側が把握し管理するものであるが、業務予定表を入手し内容を検証する行為が実施されていなかった。 今後、業務予定表を入手し内容を事前に検証するとともに、当該業務予定表に基づき業務が遅滞なく遂行されているか検証する必要がある。	平成 21 年度より本格稼働しているリサイクルセンターの運転管理業務委託においては、10 月から容器包装プラスチックとペットボトルの新たに分別収集する多種分別を実施しており、円滑な業務が遂行できるよう市が予め日々搬入されるごみの種類と数量を把握し、委託先に連絡して、適切な業務の進行管理を行っています。また、毎月の業務が完了するごとに、当該月の「運転管理日報」を提出させており、ごみの搬入量、処理量、搬出量等の実績が日単位で把握できるため、業務が適切に遂行されていることを確認しています。今後も、業務予定表の確認及び運転管理日報における実績確認を行い、業務の実施を適切に確認するようにいたします。(措置済み)
16	八尾市廃棄物処 理センター試運転 に伴う警備誘導業 務委託契約、八尾 市一般廃棄物最 終処分場浸出水 処理施設運転管 理業務委託契約 (表中15、17)につ いて	表中15、17の契約は見積書を基に契約しているため、当該見積書に記載された日数について業務を実施しているか確認する必要がある。この点、当該施設には市役所職員が勤務しているため予定日数を勤務していない場合はすぐに判明する体制であるとのことであるが、市側への報告形式を工夫するなどして、契約の根拠となる予定日数が消化されているか否かを客観的に残す必要があると考える。	八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託 契約については、毎月の業務が完了するごとに、当該月の「運転管理 日報」を提出させており、業務日数の状況も確認できる状況にありまし た。今後、類似の委託業務については、予定日数等の業務量が把握 できる業務予定表の確認及び運転管理日報における実績確認を行 い、業務の実施を適切に確認するようにいたします。 (措置済み)
17	八尾市立衛生処 理場運転管理業 務(表中26)につ いて	表中 26 の契約は金額の大きな委託契約であるため、毎月の支出に当たっての実 績確認は重要であると考える。衛生処理場の運転管理業務は専門性の高い業務で あるため、市側で業者が実施する業務の詳細な実績を確認することまでは難しいと 考えるが、一定レベルでの実績確認は必要であると考える。	平成 21 年度より、当該施設の維持管理に必要なプラント設備の補 修内容を逐一現地確認するとともに、専門性の高い業務内容につい ても業者への詳細なヒアリングを実施し、運転管理業務内容の実績確 認を行っています。また、平成 22 年度より「施設管理状況報告書」、 「点検整備等報告書」等の書類についても提出させており、適切に実 績確認を行っています。 (措置済み)
18	八尾市立衛生処 理場一般廃棄物 (汚泥)処理業務 委託契約(表中 27)について	表中 27 の契約は単価契約をしている。実績数量の確認については、市職員が立会い目視しているが、単価契約の場合において数量の実績確認は業者の架空請求等を防止する観点から重要であるので、客観的な検証資料を残しておくよう事務改善が図られなければならない。	平成 21 年度より汚泥の処理量については、清掃を行う槽の図面の確認と、実際の汚泥の水位を測定することで算定しています。また、客観的な検証資料として、算定に使用した資料と報告書(写真)を提出させて事務改善を図りました。 (措置済み)

19	みどり課	若林第2公園整 備工事(表中1)に ついて	当該工事の工期は平成 21 年 1 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日であるが、3 月 19 日において、当初の請負契約額を、5,229 千円(16.9%)増額し契約変更している。これは、近隣の町内会の要請に基づき市として検討した結果、植樹の規格や数量を増やし、転落防止等の目的で手摺り付き柵に変更したものである。 当初契約額に比して 20%以内の金額変更であり八尾市事務処理規程に基づき適正な承認手続を経ている。ただし、一般競争入札により請負業者が選定されていることに配慮すれば、当初からより詳細な設計につとめるべきである。	当意見を受け、後の発注工事は、より一層、当初より詳細な設計を 行っています。 ( <b>措置済み</b> )
20		太田第2公園整 備に伴う追加工事 (表中12)につい て	本工事は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)を根拠として随意契約を選択しているが、平成 19 年度における同公園の整備工事を一般競争入札で落札した業者との契約になっている。前回と同一の業者と契約を締結する理由として、同一の業者以外と契約締結すると、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるということを挙げている。しかしながら、瑕疵担保責任は、契約に基づき追及されるものであり、本工事において瑕疵が存在する場合には、あくまで、前回工事契約とは独立した本工事契約に基づき責任が生じる性質のものである。 瑕疵担保責任の範囲の適用については、慎重を期す必要がある。	当意見を受け、後の発注工事は、より一層、瑕疵担保責任の範囲 の適用について明確になるよう、慎重を期しています。 (措置済み)
21	学務給食課	就学援助システム 保守サービス業 務委託(表中 1)に ついて	があいまいである。積算段階において、単価の妥当性を検討し、作業ごとに細分化	情報システム室の指導のもと、平成21年度に引き続き平成22年度においても、見積(積算)段階において項目ごとに細分化した見積りを入手し検証を行っています。 (措置済み)

#### 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成 14 年度】 出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について (監査の結果)地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

į	番号	項  目	監査の結果(要旨)	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針	H22.7.1までの措置の内容と改善の方針
	1	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引	平成20年度決算において、退職給与引当金	平成20年度決算から、退職給与引当金を一
			当金として計上する必要がある。	を一部計上しました。平成21年度以降において	部計上しています。今後も、引き続き退職給与
				も、引き続き退職給与引当金の計上を実施し	引当金を計上してまいります。
				てまいります。	

#### (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	です。 ( <b>措置済み</b> )	平成20年度決算から、退職給与引当金を一部計上しています。今後も、引き続き退職給与引当金を計上してまいります。
2	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的 廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去 業務等については、し尿汲取り業務直営化検 討委員会での清協公社の解散に向けての検 討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいり	廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去 業務等については、し尿汲取り業務直営化検

## 【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域福祉政策	全般的意見:	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されている	平成21年度交付分より社会福祉協議会の事	社会福祉協議会のホームページに平成21年
	課	補助金支出に	が、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載さ	業報告書に記載する方向で調整を行っていま	度交付分までの交付先及び補助金額等の情報
		関する開示	れていない。また、八尾市が協議会に対して補助してい	す。	を掲載しました。
			ることについては「協議会への補助」としてまとめて予算		また、平成22年度交付分より社会福祉協議
			書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体へ		会の事業報告書に記載してまいります。
			の補助があることがどこにも現れていない。このように、		
			協議会を通じることによって、このような助成事業を行っ		
			ていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまってい		
			る。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議会の		
			どちらかで適切に開示することが必要である。		

#### 高年齡者労働能力活用事業費補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	高齢福祉課	補助金交付要	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機
		綱の不備	法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交	関である(社)全国シルバー人材センター事業協	関である(社)全国シルバー人材センター事業協
			付要綱を改正する必要がある。	会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会	会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会
				を中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を	を中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を
				目標に、新制度の公益社団法人への移行が行	目標に、新制度の公益社団法人への移行が予
				なわれるため、この動向を見定め、補助金要綱	定されています。そのため、この動向を見定め、
				の不備について整備を行なってまいります。	補助金要綱の不備について整備を行なってまい
					ります。

## 八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	自治推進課	防犯灯設置計 画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	市としての防犯計画を策定し、その中で防犯 灯についても、地元による調査や犯罪発生多発 箇所などを中心に、警察や専門家の意見等も聴 取しながら、設置を進めていくことができるよう、 検討してまいります。	市としての防犯計画を策定し、その中で防犯 灯についても、暗がり診断等地元による調査や 犯罪発生多発箇所などを中心に、警察や専門 家の意見等も聴取しながら、設置を進めていくこ とができるよう、検討してまいります。
4		防犯灯補助金 の補助割合の 妥当性	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60~70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広くなっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経費について40千円を上限に補助金を交付し、ご指摘のポール設置時の補助率の不公平解消に努めております。 防犯灯の補助割合については、今後も市民ニーズや設置に要する経費などを参考に様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経費について40千円を上限に補助金を交付し、ポール設置時の補助率の不公平解消に努めております。 防犯灯の補助割合については、今後 LED など新型の防犯灯も含めて市民ニーズや設置に要する経費などを参考に様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。

## 【平成 16 年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

## 7. 流域下水道等負担金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域 下水道)	維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。 1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。 2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整	平成 20 年度から、流域下水道一元化に伴い、さまざまな課題等の協議等を行う協議会等が設置されております。 一元化後、初めての決算認定がされ、大阪府と関係市との間で、決算数値をもとに一元化による課題や効果の検証に取り組んでいるところであります。負担基準及び負担率については、関係市間で負担金に間する協定書を締結しており、その中に一元化の課題や効果の検証が明確にされた後、平成25年度以降に再度協議を行う旨、明記されております。 またその協議を踏まえ、大阪市との下水共同処理協定の方も、協議を行っていきたいと考えています。	平成 22 年度当初予算及び平成 21 年度決算見込にかかる大阪府及び関係各市での協議を行いました。 一元化の効果については、一定の成果が認められるものの、大阪府による維持管理手法については課題もあり、引き続き検証及び課題解決のための協議を行っていくものです。 また、その協議を踏まえ、大阪市との下水道処
2		(大阪市公共下水 道)	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管 渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用 は供用開始面積を基準としている。 処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できる が、このうち汚水処理費については、面積を基準とするこ とは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えるこ とが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれ る。		

## 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

## 1. 職員数

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。 定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。 定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。	は、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を踏まえ、目標となるべき指標のあり方や目標を定める手法を引き続き検討してまいります。	
2	人事課行政改革課	(2)職員配置	(市長部局) 現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討	今年度は、平成20年度に策定した、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化についてに基づき、提案型公共サービス実施制度を活用し。22年度にアウトソーシングを行っていくモデル事業を決定したところです。今後、公民協働による事務事業の実施により、職員配置のあり方を引き続き検討してまいり	に基づき、従来の外部委託のほか、提案型公共 サービス実施制度モデル事業として新たなアウト ソーシングの実施手法の活用も進めております。 今後、公民協働による事務事業の実施によ

すべきである。

事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、 現状、大半の課において担当制が導入されていること から、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシ ップの発揮が望まれる。

さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位 における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれ にかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件 **費と代替コストのトータル管理が必要である。** 

一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては 業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざる を得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点か ら当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や 外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を 適切にするために必要と考える。

#### (消防本部)

3 消防総務課

|め、本部において事務処理を行うのは、主任以上の役 |勘案しますと、災害対応や公権力が付与されてい|おります。消防署の災害活動要員が不足した場 |職者であるため消防本部の業務に精通しているメリット |る消防吏員を優先的に配置することが好ましい姿|合、本部員による緊急配備(緊急的な災害活動要 はあるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理の 効率化という面ではやや劣ることが懸念される。また、 事務職員の人件費も高くならざるを得ない。

消防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用さしも一つの方策と考えながら、個人情報保護のうえど、その特性から、消防吏員であることが求めら れ、災害現場に行くことを前提とした消防吏員である。 消防吏員が不足しているため、消防署に配属される消 |防吏員の数が限定される。より多くの消防吏員を消防 ||るなど、簡素化・省力化・共有化を図り、事務の効|| 今後は、人件費や効率性などを総合的に考慮 署に配属するためには、消防吏員でない事務担当の 一般職員を置くか、市長部局の行政職員を配置するこ とも検討すべきではないかと考える。

また、書類の作成や提出等の事務処理面において、「後もIT化の推進に努めてまいります。 IT化の余地があると考えられる部分がある。

本署、各出張所で作成される勤務表、救急出場報告 は手書きである。消防出場報告などの書類はパソコン で作成するが、給与システムとはリンクしていない。し たがって、データを給与システムに再度入力する必要 がある。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌 日に本署へ提出することになっているが、その際は出 |張所から本署まで持参しなければならない。IT化を進 めることにより、事務処理全体を効率化し、職員数の 不足を補うことも検討すべきである。

|若年の消防吏員は原則として消防署に配属されるた |活動業務の特殊性と組織の管理及び運営などを|災害対応可能な消防吏員の優先的配置を考えて |であることから、今後も継続して、災害活動要員で|員の補充等)を行えること、消防職は行政職と異 ある消防吏員を採用していく方針であります。

> |で支障のない文書について、公開羅針盤の電子メ||れることなどの理由から、市長部局との人事交流 一ルでの送受信やキャビネット機能を有効活用すりを見据えている状況にあります。 率向上を実現しております。

消防本部における職員配置については、消防 消防本部においては、公権力が付与されており なり、市内防火対象物への立入検査、消防団員 また、事務改善のため、市長部局との人事交流の育成指導、消防車両・消防資機材等の整備な

し、主任以上の役職をもつ職員のみならず、再任 なお、パソコンの適正配置については、関係部 用職員や新規採用職員を消防本部へ配置するこ 局と継続的に協議を重ねているところであり、今しとも視野にいれたうえで、現場活動要員である消 防吏員を計画的に採用し、引き続き災害対応に万 全を期してまいります。

> また、事務処理においては、個人情報に係るも のを除き、徐々に配置が進んできたパソコンのメ ールや掲示板等の機能を積極的に活用し、最小 限の職員で事務連絡や情報の伝達・交流等を継 続して行っております。

庁内業務改善報告会においても入賞を果たす など、簡素化、省力化、共有化の取組みは事務 全体の効率アップを確実に実現しており、IT化を 推進することで業務の更なる効率化に努めてま いります。

## 2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所	管	課	項	目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
4	職員課			(1)給料		③技能労務職給料表	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、
						八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話
						に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能
						務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体に		
						おいて、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される	のような業務はありません。また、職名が同じで	のような業務はありません。また、職名が同じで
						職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が
						職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給	あり、単純に給料を比較することはできないと考	あり、単純に給料を比較することはできないと考
						料表を作成しており、八尾市においても同様である。	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ
						八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、
						能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準		
						について、検討する必要がある。	お、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給	お、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給
							引き下げたところです。	引き下げたところです。

# 3. 手当

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
5	人事課	勉手当	ア)勤勉手当の支給額の算定方法 動勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手 当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定 める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に 72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとさ れている(再任用職員については別途規定)。実際は、 懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に 支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手 当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制 度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当 への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給 率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべ きである。		人事評価は平成21年度より、監督職・一般職へ拡大して試行実施しましたが、技能労務職など導入ができていない職種もあり、勤勉手当への反映は引き続き検討してまいります。

			_ 18		
	職員課		イ) 役職段階別加算 期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率 が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用 在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上 の者については100分の10、高卒採用在職13年以上ま たは在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については 100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされて いる。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給す るのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体 系とすることを検討すべきである。	役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも多数の市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。	のの、府下でも多数の市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。
7	人事課	(4)超過勤務手当	(市長部局等)	昨年度に引き続き、部総務業務等、庶務業務	
	行政改革課			の一元化及びアウトソーシングに関して、試行的	
			い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつき		
				ており、活用による効果や課題を検証し、実施手	
			他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務	法につき引き続き検討を行っております。	につき引き続き検討を行っております。
			の内容により超過勤務に差が生じていること、後者に		
			ついては部総務担当としての業務にも従事している		
			等、部内の間接部門としての役割も担っていることが		
			判明した。		
			また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリスト		
			アップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時		
			間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算		
			出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比		
			較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務		
			の傾向があると考えられる。		
			「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っ		
			ているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業		
			務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、 それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いこと		
			それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いこと   を正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精		
			査した上で必要な職員配置を検討することとあわせ		
			て、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業		
			務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の		
			効率化が図れるよう検討すべきである。		
			また、部内の総務担当を兼務している職員について		
			は、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各		
			部の共通する業務については一元化できる余地がな		
			いかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複し		
			ないよう工夫すべきである。		

# 総務人事課 9 総務人事課 課

#### (教育委員会事務局)

#### 1) 校務員の超過勤務

校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤した行いました。 務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることと |なっている。校務員の就業時間は各学校等によって定 |差があり、その対応として超過勤務が増となる場 |で、縮減成果が出ており、今後も一定の縮減が |められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全 |合がありますが、校務員が行うことで修繕の外部 |見込まれます。 |を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状 |発注は減少しています。 況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時 |間のとり方については、作業スケジュールによってばら |じないよう縮減を要請するとともに業務改善を学 |が、縮減に努めているところです。 つきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らな |校長に求めており、全体的に縮減傾向にありま |い場合もある。また、超過勤務に関しては所属長であ |す。 る校長が承認することから、教育委員会総務人事課で は休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。

しかし、承認された超過勤務時間は手当の算定基「き続き検討してまいります。 一礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤 |務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務 時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校 |務員の作業状況について教育委員会総務人事課によ る状況聴取等を行なうべきであると考える。

なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する |方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減 一少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり 方については検討が必要である。校務員が行なう業務 は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、 短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対 |応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学 |校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行 うべきと考える。

昨年度と同様に平成21年の夏期にも校務員 の超過勤務時間数の多い学校長からヒアリング

学校によって、環境整備の課題、修繕の量に

校務員業務の外部委託や非常勤職員等の活 用については、学校園の状況を見極めながら引

校務員の超過勤務時間数の多い学校長から 縮減に向けたヒアリングを毎年行うなかで、不要 不急の超過勤務命令をしないことの徹底、休憩 時間取得の適正化及び業務改善を求めるなか

また、施設の老朽化や規模、周辺の状況等の 今年度においても、不要不急の超過勤務は命 対応として超過勤務が増となる場合があります

> 校務員の配置については、定数66名のうち、 幼稚園、小学校にて19名のアルバイト配置や再 |任用職員7名の配置、嘱託員2名などの活用を |進めており、多様な雇用形態により対応していま す。今後、外部委託や非常勤職員等の活用につ いては、学校園の状況を見極めながら引き続き 検討してまいります。

# 生涯学習スポーツ

#### (教育委員会事務局)

#### 2) 生涯学習スポーツ課職員の超過勤務

生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 り、例年より超過勤務が増加しました(一人平均 320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学 |495時間/年)。 級を運営されていること、民間スポーツ団体との会議 |が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の開 |定であることや事務改善の実施、臨時的任用職 館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。

他部署との業務内容と比較すると相当程度相違す「少傾向にあります。 ることから、定時内での勤務形態では超過勤務時間は |恒常的に多くなってしまう。フレックス制の導入等、勤 |弾力的割り振りについては、職場の体制の課題 |今後の課題として検討してまいります。 務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。

平成20年度は、学校開放に関する新規事務や |指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ | 指定管理者の選定業務などが日常業務に加わ

|員の配置などにより、昨年度より超過勤務は減 |時間となり、減少傾向にあります。

などについて、さらに検討してまいります。

平成20年度は、学校開放に関する新規事務や 495時間/年)が、平成21年度は、これらの業務 本年度は、これらの業務が一定軌道に乗る予│が一定軌道に乗ったこと、事務改善の実施、臨 時的任用職員の配置などにより、1人平均年421

時間外の会議や施設対応としての勤務時間の 時間外の会議や施設対応としての勤務時間の | 弾力的割り振りに必要な職員体勢については、

# 4. 勤務の状況

番号	所管課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
10	人事課	(2)勤怠管理	①カードによる時間管理本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。		退庁時のカード通過の実施について、引き続き関係機関と調整してまいります。 なお、管理職については部長会等で時間外退庁時には退庁時間を記録するよう周知しているところです。

## 【平成 20 年度】 国民健康保険事業及び介護保険事業について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について 介護保険事業

## 6. 総務費

	1	1			
番号	所 管 課	項 目	監査の結果の内容(要旨)	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針
1	介護保険課	システム保守業務委託契約について	「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」 11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」 756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェア やソフトウェアごとに内訳が明細として添付されているだけであり、この見積書では契約締結の可否を判断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示すべきと考える。	システム関連保守業務については、恒常的な 業務に関する費用とトラブル対応の保障に関す る保険的な費用であるため、業務内容によって は労務単価の積算が困難なものがあります。 そのため、保守業務の見積もりの妥当性の確 認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソ フトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、 保守業務内容(サービスレベル)の妥当性の評 価で見直しを進めます。	システム関連保守業務については、恒常的な 業務に関する費用とトラブル対応の保障に関す る保険的な費用であるため、業務内容によって は労務単価の積算が困難なものがあります。 そのため、保守業務の見積もりの妥当性の確認 として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフト ウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守 業務内容(サービスレベル)の妥当性の評価を 進めています。
2	介護保険課	介護保険事務処理システムに係る改正業務委託契約について	「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシステムを法改正にあたり改正する作業について、当初システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なうことが経済的であり、作業的にも最も効率的であることを理由として、随意契約で契約している。そのため、当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、一般競争入札によった場合に比べてコストが割高になる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なうべきである。 また、当該システム開発会社により見積書で計画作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌年度以降の契約に反映していくようにする必要がある。		システム開発業者選定にあたっては、保守費用を含めた評価の中で選定を行ないます。 その他の予定されていなかったシステム開発及び改修の費用算定については、今後引き続き、費用の評価の適切な方法を研究してまいります。

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について 国民健康保険事業

## 3. 収納事務

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の向上について	現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付可能にすることにより滞納状況が改善されるのではないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委託することはできなかったが、法改正により平成17年10月1日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振込手数料がかかるということが未導入の理由であるが、不納欠損額が平成19年度においても約460百万円発生している現状においては、各種手数料の負担も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンストア等での納付の導入を検討する余地があると考える。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和することができる。納付の利便性を向上することによって、納付率の向上に努める必要がある。	滞納の主たる原因は、生活困窮や納付意識の欠如によるものであると認識しており、コンビニ収納や電子納付などの納付手段を拡充することで、直ちに滞納改善が図られるものではないと考えますが、多様化する現代社会において、コンビニ収納や電子納付など納付手段の充を求める市民ニーズが高まっていることも事実であり、市民サービスの向上という観点から納付手段の向上についても一定検討する必要があると考えております。現在、全庁的に基幹業務システムのオープン化が進められており、オープン化されるタイミングで、納付手段の拡充を図ってまいります。なお、国民健康保険料と介護保険料の一元化・集約化については、制度上困難であると考えます。	国民健康保険につきましては、現在、大阪府下での広域化に向けた検討が始まっており、また新しい高齢者医療制度の構築も相まって、国民健康保険の制度そのものが今後具体にどうなるか、大きく変わる可能性をはらんでいます。そういった広域化等の動向を見据えながら、納付手段の拡充・利便性の向上についても、本市独自の取り組みができるのかも含め、その取り組みの中で検討を行う必要があると考えております。  なお、国民健康保険料と介護保険料の一元化・集約化については、制度上困難であると考えます。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により対応方針を確定)

## 6. 総務費

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	年間保守業務費用のコスト削減について	入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負っている。システム保守については、納入業者が当該システムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わせは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっている。 一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の	化が実施される予定となっております。 また、オープン化の検討過程で、BPRを実施 し、より詳細な仕様書の作成と、全庁的な統一 を図ることとしています。 今後の作業の中で、情報システム室と連携し	現在、行政システム全般にわたり、オープン化の検討が行われ、24年度から順次オープン化が実施される予定となっております。ただ、国民健康保険につきましては、現在、大阪府下での広域化に向けた検討が始まっており、本市としては広域化の動向が一定決まらないと本市システムのオープン化が進められない流動的な状況であります。このような状況の中で、今後、国民健康保険システムについては、今後の作業の中で、情報システム室と連携しながら、意見にも述べられております各種改善を図ってまいりたいと考えております。

## 7. 国・府支出金及び繰入金等

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	健康保険課	普通調整交付金の減額について	平成 19 年度では、保険金収納割合は 88.18%であり 7%減額された。減額分が増加すれば、一般被保険者の保険額の納付額が増加する。収納割合が向上すると国庫補助金の増加につながり、結果的に被保険者の納付額の減少も見込める。市として、収納割合の向上により一層の努力が求められる。	現在、国における医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案において、都道府県が市町村国保の広域化についての指針を作成する事により普通調整交付金の減額措置の廃止が、22年度から実施される予定となっております。	医療保険制度の安定的な運営を図るための 国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成22年5月より施行され、都道府県が市町村 国保の広域化についての指針を作成する事により普通調整交付金の減額措置が廃止されます。 現在、大阪府および府下市町村における広域化指針策定に向けた検討に本市も参画し、積極的な取り組みを進めております。その結果、広域化指針策定により、普通調整交付金の減額は回避できる見込みです。

# 介護保険事業

# 3. 収納事務

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	介護保険課	口座振替の普及 促進について	平成 19 年度において口座振替による納付者は 1,691 件、納付書による納付者は 5,757 件と、口座振替による納付者の構成比率は普通徴収の納付者全体に対し 22.7%であり、決して高いとはいえない。口座振替不能納付書の発送件数及び発送率と普通徴収全体における督促状の発送件数及び発送割合との比較から分かるように、納付書による納付者で大部分の滞納が発生しており、その原因は納付の利便性の違いによるものと考えられる。国民健康保険料の場合と同じく、口座振替の普及を促進するために更なる効果的な施策を講じていく必要がある。また、納付の利便性の向上について、国民健康保険料の場合と同様に、コンビニエンス・ストア等での納付の導入や、国民健康保険料との納付の一元化・集約化など、費用対効果を考慮に入れた上で納付の利便性の向上を図る方策を検討する余地がある。	普通徴収の対象者については、納付書等の 発送時に口座振替の勧奨文書を同封するなど 口座振替の普及と促進を図っております。 コンビニエンス・ストア等での納付の導入につ いても対費用効果等を勘案しながら、導入を検 討してまいります。	普通徴収の対象者については、納付書等の 発送時に口座振替の勧奨文書を同封する、保 険料の納付相談や被保険者からの問い合わせ 時などに口座振替をお願いするなど普及と促進 を図っております。 納付の利便性向上に向けたコンビニエンス・ ストアでの納付の導入については、費用対効果 および収納率の向上の寄与度等も見極めなが ら検討してまいります。 なお、国民健康保険料と介護保険料の一元 化・集約化については、制度上困難と判断して います。

## 5. 給付事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	介護保険課	事業者への立入調査について	15.55 11.72 (51.27	①ケアプラン提供実績の実在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。 (措置済み) ②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行なっております。 (措置済み) ③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めております。 なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しており、また、立入調査を行うという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市とし	④調査マニュアルの整備については、検討しているところです。

	透明性を高める必要がある。	

## 【平成 21 年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

## 1. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針
1	市政情報課	定常的業務に関する積算方法について	情報システムは、市政情報課所管システムに関わらず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委託を行うべきである。定常業務については、単価及び数量(工数)を明記したコスト積算書の標準様式を定め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを規定すべきである。 現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なるうえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載されているのみというケースが非常に多い。単価、作業工数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基礎的な業務が十分にできていない。	単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの作業に対して求められる SE のレベルと数量は標準的な基準がないため、ケースバイケースで判断せざるを得ない状況にある。」、「汎用機の開発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠となるが、プログラム開発の作業量の基準がないため予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パッケージの開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動する。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過大あるいは過少となる。)」などの問題を有しており、開発業務については、単価及び数量(工数)の明記は困難となっています。  一方、定常業務においては、業務内容等を想定することが可能であるため、今後、ベンダーに積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたいと考えています。  なお、ガイドラインについては、現在 CIO 体制の中で、合議を通して適正な契約のあり方についてチェックを行っており、今後、その作成等も含め、具体的な対策を行ってまいりたいと考えています。

## 2. 業務マニュアルの整備

	tt -m			
番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針
2	市政情報課	業務マニュアルの 整備について	市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力(パンチャー)業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。 随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるという事情がある。 すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会(パンチャー能力基準)など指標を参考にすべきである。情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。	住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。

## 3. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H22.7.1 までの措置の内容と改善の方針
3	市政情報課	インターネットサー バ運用サポート業 務委託契約(表中 2)について	Q&A サポート業務については、当初年間 60 回程を想定した契約であった。しかし、昨年度の実績は 7 回のみである。過大な要求となっていないかどうか、サービスレベル保証と契約額の妥当性を検討すべきと考える。	保守業務は、障害発生時にいつでも指定した時間内に対応してもらうという保険的な要素が強く、Q&A サポート業務についてもサポート実績等を加味した単価契約等は馴染まないと考えています。そのため、SLA(サービスレベル保証)と契約額との妥当性を反映するため、平成21 年度及び22 年度にかけて予定しているサーバ機器の置き換えでは、5年間の保守も含めての入札の実施を検討しています。
4		住民情報システム 稼働に関する運 用支援業務委託 契約(表中 11)に ついて	実績チェックの方法が適切になされていない点が散見される。委託業務仕様書と 勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けている が、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な 実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成21年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。 勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月においてプログラムの修正本数が何本、と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行っています。
5		グループウェアシステム保守業務 委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務 委託契約(表中7、9)について	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反映すべきである。	グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。一方、オペレーション業務についても、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。以上の状況の中で、グループウェアシステムについては、次期システム更新時に再度、保守業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。
6	自治推進課	市立山本コミュニ ティセンター機械 式駐車装置保守 点検業務委託契 約(表中3)につい て	当該契約は年8回の立駐装置保守点検業務及び年2回の管制・料金システム保守業務であるが、管制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告書を入手していなかった。契約内容の履行を確認するため、点検報告書を入手すべきである。 また、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証されていない。業者の見積提示額で契約を締結するのであれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を当然検証すべきである。	管制・料金システム保守業務に関する点検報告書については、平成2 1年度の2回分を入手しました。今年度以降も報告書の提出を求めていく予定です。 また、契約金額の妥当性について、今年度は既に契約を締結していますので、来年度より契約金額の妥当性を検証します。

			— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
7		八尾市立山本コミ	業者の見積書を基に契約金額を決定している。当該金額は月額単価×契約金額	入札により平成20年8月1日より別業者と契約締結しましたので、次
		ュニティセンター	で算定されている。しかし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、妥当性を	回長期契約締結時より当該指摘事項を念頭におき、事務の処理を行い
		清掃業務委託契	検証していない。清掃業務に関しては人件費が主要な内容と考えられるので、一	ます。
		約、八尾市立コミ	人当たり人件費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳書の入手を行う	
		ュニティセンター	必要がある。	
		清掃等業務委託		
		契約(表中 5.6)に		
		ついて		
8		八尾市立コミュニ		全庁的な問題であり、次回の長期契約締結時より積算根拠を明確に
		ティセンター清掃	契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示され	すべく、検討します。
		業務委託契約、八	ていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意さ	) · ((1×110×))
		尾市立コミュニティ	れているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。	
		センター機械化警		
		備業務委託契約		
		(表中 7,8)につい		
		て		
9	学務給食課	調理場排気設備	契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記されているが、仕様書が作成さ	入札実施に向けた仕様書作成のため、各学校給食調理場の排気設備
		清掃業務委託契	れておらず業務内容及び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様書に	について調査を行っているところです。
		約(表中 11)につ	基づき作成される見積書は各学校ごとに作成されているが、単価は全て同一であ	
		いて	り、見積金額の妥当性について適切に判断することはできない。	
			入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期に仕様書を作成することが必	
			要である。	

## (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

## 2. 契約事務全般

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	契約検査課	契約情報の一元管理について	契約情報の一元化が現状ではできていない。契約情報は、契約検査課は 200 万円以上の工事請負契約、工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務に関する情報を保管しそれ以外の情報は各所管部署が保有している。現状では、工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務については、契約検査課が入札執行を行っている。これでは複数の部局で行う同種の業務が、個別に発注されている可能性があり、非効率である。契約情報が分散している現状では、複数の部署の委託業務をとりまとめ一括発注することもできない。契約事務手続は各所管部署が担当したとしても、契約情報は一元把握することが必要であると考える。	工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務 以外の業務は、多種多様であり、契約事務手続きを含めて一元化する ためには、専門的な知識を持った職員が多数必要であり、非効率にな るほか体制整備等多くの課題があります。 ご意見の契約情報の一元管理については、各担当課より契約情報を 収集してまいります。
2	契約検査課	低入札価格調査の導入について	低入札価格調査の制度が導入されていない。工事請負契約及び工事請負関連委託業務では、一般競争入札及び指名競争入札の際、最低制限価格を事前公表している。請負額が 2 億 2,000 万円未満の土木一式工事の入札は、条件付一般競争入札とし『市内業者』に限定している。市内業者に限定することにより、八尾市内産業の存続・育成を図ることはできる。 一方で、市内業者に限定しない一般競争入札の場合、特に市内業者育成の目的はない。にもかかわらず、最低制限価格での応札が集中し、くじ引きで選定を行うようなケースでは、事業費の削減機会を逸しているともいえる。また、このような状態が継続すれば業者の企画力・品質改善意欲も減退する。もし最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度が導入されていたならば、事業費を削減できるだけでなく、業務品質を一定水準以上に確保できる業者を選定できる可能性がる。このような理由から、最低制限価格を通知しない他市事例もみられる。低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格を通知するか否か低入札価格調査制度を実施するか否かは、市内業者限定の条件付一般競争入札であるのかどうかで、メリハリをつけるべきである。	低入札価格調査制度については研究をしているところですが、低価格で応札した業者の履行可能性を検証するものであって、この調査制度により契約したとしても発注者が求める品質を保証するものではなく、国においても重点監督物件、重点調査物件とするなど施工段階でも品質確保に対する措置が必要となっています。このため、現時点では、履行可能性の調査や施工中の監督、引渡し時の検査には特に注意を払わなければならず、導入にあたっては全庁的な調整、職員の増員など体制整備を図ったうえで実施すべきものと考えております。 導入済みの他市においては体制面の負担から制度適用の縮小や凍結・廃止などの事例もあることから、引き続き慎重に研究を行ってくものとします。 なお、本市におきましては、市内業者に限定しない一般競争入札におきましても、市内業者の参加が多い現状にあります。また、平成20年度には市内業者の倒産が相次いだことにより、市内業者の保護、育成の観点から平成20年度、平成21年度において最低制限価格の引き上げを行っている現状であります。

## 2. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	市政情報課	市政情報課情報システム室の役割について	情報システム関連支出は各部で発生し、年間のホストコンピューター関連支出は2億9,200万円、クライアントサーバー関連支出は5億1,900万円、庁内情報化推進経費は1億2,800万円、その他8,100万円(いずれも平成20年度実績)、合計10億2,000万円と市の財政支出全体に占める重要性も高い。特にホストコンピューターにおいては、当初情報システムの開発を受託した業者がプログラムの設計上のノウハウを独占しているため、委託側が同業他社とのコスト比較ができず、適正価格を精査することが困難な中で契約を継続せざるをえない。いわゆる、ベンダー・ロック・インに陥っていることが挙げられる。また、情報システム関連支出の妥当性の判断は、契約や予算面において積極的な関わりを持つべきである。たしかに、各課の所管とした方が、制度改正などシステム変更が必要な場合、必要な情報は各所管課がもつため弾力的に対応できるが、原課では情報システムに関する専門知識は通常はない。このため、既存のシステム業者の窓口の者に任せたほうが安全・確実であるというのが所管課の立場であると推察される。ただし、この場合でも市政情報課は専門部署として予算化から業者選定、契約締結、決算処理のプロセスに関与すべきではないかと考える。	ベンダー・ロック・インの状態を解消するため、現在、汎用機システムを中心とする基幹システムの最適化基本設計業務を行っており、平成22年度より順次、オープン化に取り組んでいくこととしています。 現在、情報システム関係の契約手続き等については、市政情報課が合議することとなっていますが、さらに平成20年度からはCIO体制のもとで、より専門的な視点からのチェックを行っており、既に、予算化から業者選定、契約締結等のプロセスに積極的に関与しています。 今後とも、指摘事項については、適切な関わりを持って対応したいと考えています。
4		情報システム専門家の登用について	ベンダーロックインを回避する上で外部有識者の参画する CIO 制度は有効といえる。しかしながら、CIO に回付される肝心の判断材料が不十分では効果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適切な判断をくだすことはできないのである。外部 CIO 補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやすい様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者より内訳説明資料の提出を求めることが有効であると考える。 契約関係の伺いは、日常回付されるものであるから、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシステム検査官として登用し、システム関連支出の決裁は必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例えば、常勤者を求める場合、予算要求以前の原課との折衝~予算要求における見積りの内容の査定~発注仕様書策定~選定~契約条件チェックのほか、納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約以外の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。 情報システムの新規導入から順次、専門家が関与することも有効と考える。	様式については、平成20年度からCIO体制のもとで契約関係起案のチェックを行っており、今後、その内容等を踏まえて契約の標準化に向けたガイドラインを作成したいと考えています。  CIO体制については、既に専属の常勤職員と非常勤職員の両体制のもとで、役割分担を図りながら業務の遂行に努めております。その中で、契約手続き等については基本的に1システムについて1年に1度の契約であり、さらに保守契約については、長期継続契約が増加する中で複数年にわたり継続的に契約されるものが多くなります。そのため、当面は現行体制のもとで、業務内容や業務実態に応じて、効率的かつ効果的な手法を講じていきたいと考えています。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

# 4. 情報システム年間保守費

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	市政情報課	情報システム年間保守費の縮減可能性について	基幹システムの年間保守費用は、一般に高額である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年随意契約を締結し、積算根拠が不明確で市側の検証も十分でない。基幹システムが、市販パッケージをカスタマイズしたものなのか、市が仕様発注したものなのかで今後の適切な対応が異なる。 〈1〉新たに開発したシステムの場合 開発費用だけでなく、システム導入後の保守費用を含めて契約業者を選定し、システムの発注段階においてシステムに組み込まれる機能・性能を明確にした仕様発注をし、将来的に業者変更が可能なように配慮することが考えられる。〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合パッケージソフトをあるのの著作権はベンダーにあるものの、契約如何によってアドオン(個別のニーズに合わせた仕様追加)部分は市の著作権としての取り扱いになっている場合がある。その他、他のベンダーが契約上、一切保守できない仕様なのか確認すべきである。広く知られたパッケージソフトであれば、運用・保守できる業者は多数にのぼり、代替業者の選定が可能な場合もある。〈3〉上記両者に共通する事項保守契約先の変更が不可能な場合であっても、現行業務と比較して下記の事項が過大になっていないか検討する余地がある。ア)ライセンス数イ)保守対応時間帯(ハード、パッケージ、その他)ウ)保守サービス内容エ)業者保守体制(人数・工数など)暫定措置として外部専門業者を介在させることにより、システム仕様の整備状況をチェックさせ、改善要望を発案させ大幅なコスト縮減に成功した事例もある。以上のように、市の基幹システム保守費の縮減可能性につき検討すべきと考える。	(1)新たに開発したシステムの場合 現在、システムの発注においては、既に開発費用だけでなく保守費用も含めて契約業者の選定要件としています。なお、一部のシステムでは使用データのデータベース構造や形式、アクセス方法を公開させるなどにより、将来的に業者変更が可能なように配慮行っており、今後もその配慮を行う予定をしています。 (2)市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合市販パッケージソフトの保守については、長期継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更の検討を行ってまいります。 (3)上記両者に共通する事項保守契約については、毎年の契約更新に際して、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行っているため、今後もその作業の中で適切な契約に努めてまいりたいと考えています。

## 5. 下水道建設課全般

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	下水道建設課	業務日誌について	の整備	下水道建設課では、請負業者の工事施工管理以外に工事進捗状況や安全管理などについて工事監理業務として委託している。本業務で市監督員の代わりに現地に赴き、施工業者の施工体制・施工状況および工事の進捗管理を行い、日々市監督員と打合せを行っている。さらに市監督員は2週間に一度、施工中の安全管理について現場の安全パトロールを行う。 工事監理業務の報告書類として工事日誌の提出を求め現場監理報告を受け請負業者の指導を行うなど、打合わせ記録簿等で対応している。これらの日誌と打合せ簿を市現場監督員として日々の業務日誌としている。一般に民間の建設業では、現場監督のほかに総括管理者が定期的に現場に赴き、統一的な様式の工事管理台帳を作成し、情報共有を図っている。市の発注工事に関しては、請負業者の責任施工で実施し管理している。しかし、指導監督する市の立場から、下水道建設課においては施工監理を工事監理業務として委託し、進捗管理を行っている。ただ、これでは、市監督員にとって、多岐に亘る業務内容を十分に把握し理解できているかが不明であり、ノウハウの蓄積と、具体的に業務をチェックできるよう業務日誌の整備をすべきである。	係単位による毎朝ミーティングを実施し、日々のスケジュール確認をしている。この効果として、係内の情報共有と速やかな情報伝達が図られ、係での業務の分散化により効率的な業務遂行につなげております。 スケジュール確認により、業務分類、業務時間、必要人員など係全体の業務把握ができるよう、今後も継続的に行ってまいります。
7		契約の変	更に関	選定した地下埋設物調査業務の9件に関して、全て途中で金額の変更契約を締結していた。当該変更の主な理由は、地下埋設物管理者が所有している管理簿と、実際の埋設物との場所の違いに起因するものである。当該原因は実際に業務が開始し、試掘が開始された段階で判明する事項であるため、契約の変更が必要となることも理解できる。 しかし、変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。 今後は、可能な限り当初積算や予見可能性の精度を高める努力をする必要があると考える。	当初積算において、地下埋設物の資料収集(竣工図等)及び試掘 箇所の位置決めの協議を詳細に行い、可能な限り当初積算の精度を 高めてまいります。

## 6. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H22.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	市政情報課	パソコンサポート 業務委託契約(表 中 4)について	積算段階において項目ごとに細分化した見積を入手しておらず、積算方法が不明確である。 作業ごとに細分化した見積りを取り単価の妥当性を検討する必要がある。 なお、平成 21 年度、情報システム室が契約・業務内容を見直し入札により業者選定を行い委託している。これにより、週3人日の契約から週5人日の契約に変更となり業務内容が充実した。委託費用も38万円/月となり、随意契約時の59万円/月に比べ大幅に減少している。このような実績があるため、当該契約に限らず契約更新時に、随意契約事由を精査し契約の適正性を検討すべきである。	パソコンサポートの対応業務は、職員からの問い合わせ対応や障害対応など多岐に渡る上、いつどのような頻度で発生するかわからないものであり、積算段階における項目の細分化や作業ごとの細分化は困難です。そのため、基本的に従事者は本市に常駐で業務に携わることとなり1日拘束されることとなることから、作業項目ごとに費用を細分化するのではなく、人日単価*日数で積算を行っています。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

			34	
				なお、随意契約については、当初の目的を達成したものや、環境の 変化等により価格競争で対応できるようになったものについては、順 次契約方法の変更を行います。
9	資産税課	H21 年度向け固 定資産税システム 評価替え対応業 務委託契約、平成 20 年度固定資産 (土地)評価システム業務委託契約 (表中1、5)につい て	八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。 しかし、1 及び 5 の契約に関しては、いずれもシステムに関係する業務委託であり、システムに精通している業者との間での契約を必要とし、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難であるとして、入手していない。 しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくても、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当性の検討を行うべきである。	表中1については、地方税法第341条に規定する基準年度(3年に1度)において、家屋の評価替作業にかかる業務委託であり、今年度(平成22年度)は評価替作業がないので、委託契約はありませんが、平成23年度において平成24年度向評価替作業を行う際には、複数の業者から見積書を徴し、業務委託契約を締結する予定です。表中5について、今年度(平成22年度)は複数の業者(3業者)から見積書を徴し、業務委託契約を締結しました。(措置済み)
10	自治推進課	八尾市民憲章の 啓発活動及び事 務業務委託契約 (表中10)につい	委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみであり、妥当性が検証されていない。年度末において、契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努めるべきである。	他市の状況も参考にしながら、八尾市市民憲章推進協議会とも協議 のうえ、平成 23 年度予算要求に間に合うよう委託契約額の妥当性に ついて検討します。
11	保健推進課	子宮がん検診業 務委託契約、大腸 がん検診業務委 託契約、乳がん検 診業務委託契約 (表中 2,3,4)について	大腸がん検診委託業務の随意契約理由は「八尾市内において実施する個別の大腸がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。 大腸がん検診委託業務、乳がん検診委託業務の随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としか記載されていない。特定の医療機関と直接契約することも可能である。 随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。 単価の積算については、過年度ベースで据え置かれている。事業開始にあたっては、診療単価等により合理的な単価が算出されていると思料するが、算出根拠の引き継ぎがなされていない。適時に単価の合理性の検証等の観点からは、算出根拠の引き継ぎが必要であると思料する。	大腸がん、乳がん検診の個別検診については、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制にしています。がん検診は、健康増進法に基づく市町村事業として検診の制度管理を行う必要性があり、個別検診に関しては、基本的には八尾市内の医療機関との委託契約により実施しています。随意契約理由として、「八尾市内において個別という形態で検診に対応できる専門的知識を有する団体が八尾市医師会のみである」という内容に加え、包括外部監査で指摘のあった内容について、今後、詳細な理由を記載してまいりたいと考えます。

12	転送ベッド確保業 務委託契約(表中 11)について	随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とのみ記載されている。 聞き取りの結果、理由として、休日急病診療所から転送する小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾市医師会をおいて他にないとの回答を得た。 随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。 また、日額単価の積算方法について、過年度の単価のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。 事業開始当初においては、診療報酬単価表等により積み上げ計算されているものと思われるが、合理的な単価の検証等を行うため、算出根拠の引き継ぎが必要である。	包括外部監査にて指摘があったとおり、随意契約理由について、説明責任を果たす観点から、平成23年度より、『休日急病診療所で受診し、すぐに検査や入院などが必要と診断された重症患者を休日急病診療所から確実に転送する病院を確保しておくことは、患者の健康・安全を守るために必要不可欠である。しかしながら、休日に小児科の二次救急を行っている病院は、八尾市を含む中河内医療圏内でも限定されており、休日急病診療所から患者を転送する病院を確保するのは非常に困難な状況となっている。このため、大阪府内において、休日急病診療所からの転送送患を受け入れる複数の病院を確保し、病院間の調整事務ができる機関は、八尾市医師会のみであり、競争入札に適しないものである。』と詳細な理由を記載することといたしました。また、委託契約の日額単価については、検証してまいりたいと考えております。
13	乳がん検診(集団) 業務委託契約、結 核検診及び肺が ん検診業務委託 契約、住民健診業 務委託契約、大腸 がん検診(集団)業 務委託契約(表中 12,14,16,18)につ いて	見積金額の妥当性の検証ができていない。検診項目については、大阪府下の標準 積算単価により把握できるため、見積金額の妥当性を把握した上で、契約更新の際、交渉に活用すべきである。	住民健診で実施する特定健診および生活機能評価については、集合契約単価を参考とし、診療報酬改訂による保険点数の変更も踏まえ、今後も適正な単価設定に努めてまいりたいと存じます。また、乳がん、肺がん、大腸がん検診については、大阪府下市町村における実施方法や検診単価を参考とし、委託機関との交渉に活用していきたいと存じます。
14	システム年間保守 費の積算根拠(表 中 22)について	健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。 当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。	保守業務の範囲・内容を明確にするため、現在事業者と協議調整を行っているところです。
15	休日急病診療業 務委託契約(表中 23)について	委託契約額の積算方法について、過年度の委託額のまま予算計上されており、算 定根拠については引き継ぎがなされていない。委託額の妥当性の検証を行う必要が ある。	委託契約額については、検証してまいりたいと考えます。
16	生活機能評価業 務委託契約(表中 26)について	随意契約理由について、理由書には「個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。 単価の積算については、平成20年度の制度導入にあたっての府下統一価格として提示されたものを用いているとの回答を得たが、担当課において引き継ぎがなさ	個別検診については、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での 受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制にしています。随意 契約理由として、「八尾市内において個別という形態で検診に対応で きる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみである」という内容に 加え、包括外部監査にて指摘があった内容について、その詳細な理 由を今後記載してまいりたいと考えております。 単価の積算については、診療報酬の保険点数に基づき大阪府下統一 単価であることを確認しており、単価の合理性や算出根拠の明記に努

			<b>– 36 –</b>	
			れていなかった。適時に単価の合理性の検証等をし、単価の算出根拠の引き継ぎ が必要である。	めてまいります。
17	住宅整備課	市営西郡住宅に 関するまちづくり 活動支援業務委 託契約(表中 10) について	当該契約により、当課はまちづくり活動支援のための報告書を入手している。しかし、課は報告書に対して具体的施策・改善事項等を外部に公表しておらず、内容は不透明のままである。今後、ホームページ等に活動支援業務結果を公表し対策事項を明らかにした上で達成度合いを評価する必要がある。	「まちづくり協議会活動支援報告書」を情報公開コーナーに配架し、 市民に公表できるようにしました。
18	学務給食課	学校園の害虫等 駆除業務委託契 約(表中6)につい て	随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの 気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しか し、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段 階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原 理に基づく業者選定を行うべきである。	平成 22 年度については見積もり合わせを実施し、価格最低業者と 単価契約により業務委託契約を行っており、今後、単価確定にあたり 入札を実施するため、仕様の見直し等について検討を行っているとこ ろです。
19		学校給食用パン 及び米飯包装業 務委託契約(表中 14)について	当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行ってない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。 しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討を図られたい。	納入単価については使用材料費が大半を占めており、原料価格が大きく影響するところであるが、平成 22 年度の契約にあたっては周辺市町の調査を行い価格の妥当性について検証を行なったところであり、平成 23 年度以降についても継続して調査を行うことで納入単価の妥当性について検証を行なってまいります。
20		給食用リフト保守 点検業務委託契 約(表中 15)につ いて	月額単価の12,600円と14,200円の差はリフトの高さが3階用と4階用の差である。 単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。 単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書を入手するなどして、金額の妥当性の検証が必要であると考える。	平成22年度の契約にあたり、詳細な見積書を徴し金額の妥当性の 検討を行ないました。平成23年度以降についても詳細な見積書を徴 することで契約額の妥当性について検討を行ってまいります。
21	生涯学習スポーツ課	番務学ス保約推約八会契度育契に制制を選出、1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	表中1及び2の契約に関して、予算の積算が実施されておらず、契約先から入手した見積書の金額を予算金額として計上しており、表中3の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなかった。また、表中4及び5の契約に関しては予算見積りが前年度ベースで行われており、個別の事業の積み上げとなっていないため、計上金額の妥当性の検証ができなかった。この2契約については事業実施の全額を補助しておらず(市民体育大会事務に関しては予算規模6,185,419円中委託金2,607,900円、社会体育事務事業に関しては9,942,935円中委託金2,550,000円)、参加者の負担額や審判に対する報酬を引き下げるなどの支出額の抑制により事業経費を賄っていることから事業規模及び委託金額は抑制されているものと考えられる。確かに、前年度ベースの金額と当課のシーリングの兼ね合いで委託金額を決定する方法でも市全体の予算抑制の観点からは有効かもしれない。しかし、公費支出の妥当性を検証する観点からは、当該事業にかかる市による積算を行い、委託金額の算出根拠明確化を図ることが望ましい。	市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。

22	番組制作放送業 務委託契約、生涯 学習施設管理シ ステム関連機器 保守業務委託契 約(表中 1,2)につ いて	八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。 しかし、表中 1 の契約に関しては、八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、同事業者としか契約し得ないとの理由により、表中 2 の契約に関しては、生涯学習施設管理システム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度も高く、常に安定したサービス提供が求められており、当システムメーカーで当該設備を熟知している業者と契約することが効率性、経済性の観点から望ましいとの理由により随意契約を締結している。 このような特殊性から、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することが困難であるとして、その入手が行われていなかった。しかし、例え同一費用に対応した見積書を入手できなくても、類似する業務、仕様部品、工数など部分的な見積書を入手し、契約予定者の見積書を精査に活用することが望ましい。	FMちゃおについては、類似の放送局等からの見積入手の可能性について検討してまいります。 生涯学習施設予約・案内システムについては、システム更新と5年間の保守業務を含め、業者の選定を今年度行い、作業を進めてまいります。
23	生涯学習施設管 理システム関連機 器保守業務委託 契約(表中 2)につ いて	表中 2 の業務の契約体系は、月額単価×12 ヶ月で契約しているが、1 ヶ月における保守点検業務の従事日程などの細かな規程は設けられておらず、業務の履行確認に関しては業務完了届を入手しているにすぎない。契約金額確定の基礎となる 1 ヶ月の業務量を把握しないのは、業務の委託者としての履行確認としては不十分であるといわざるを得ない。よって、業務の履行を確認する手段として、1 ヶ月のうち何日間保守点検業務に従事したのかを確認する、又は、どのような保守点検項目に関して点検を実施したのかを確認するなど履行確認手続を工夫する必要がある。	現在、生涯学習施設予約・案内システムについては、更新作業中であり、履行確認についても明確化していく予定です。